

マレック病（マレック病ウイルス 1 型）凍結生ワクチン

動生剤基準のマレック病（マレック病ウイルス 1 型）凍結生ワクチンの 3.3.2、3.3.3、3.3.4（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2、2.2.2.1、2.2.2.2 及び 2.2.2.3 を除く。）、3.3.5 及び 3.3.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。